



## 河川愛護モニターを募集します ～みなさんの声を聞かせて下さい～

1. 募集目的 河川の整備や利用、環境に関する情報や地域の声を十分に把握するため、気が付いた点等を報告していただく河川愛護モニターを募集します。
2. 活動範囲 信濃川[本川橋(大河津洗堰の下流)より下流(関屋分水路含む)]
3. 活動内容 河川に関する情報や意見、モニター自身の河川愛護などの活動について、月1回以上報告していただきます。  
その他、安全利用点検等について、参加のご案内を致します。
4. 任 期 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで(1年間)
5. 対 象 信濃川から概ね5km以内にお住まいの20歳以上の健康な方
6. 募集人員 4名程度
7. 手 当 月額4,580円
8. 募集期間 平成30年5月31日(木)まで
9. 応募方法 指定の応募用紙により郵送、ファクシミリ又は電子メールにてご応募下さい。  
応募要綱及び応募用紙は、下記ホームページからダウンロードするか、電話・ハガキ・ファクシミリでも、ご請求いただけます。  
○E-mail : [shinage-senchou@hrr.mlit.go.jp](mailto:shinage-senchou@hrr.mlit.go.jp)  
○ホームページ <http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/>



河川愛護モニターの方にも参加していただいた安全利用点検

### 同時配布先

県政記者クラブ  
新県政記者クラブ  
新潟市政記者クラブ  
新市政記者クラブ  
三条市政記者クラブ

### 【問い合わせ先】

国土交通省北陸地方整備局  
信濃川下流河川事務所  
副所長(事務) 川島 政明  
占用調整課長 丸山 健治

住所:新潟市中央区文京町14番13号  
電話:(025)266-7135(占用調整課直通)  
FAX:(025)267-1032

# 平成30年度 信濃川下流 河川愛護モニター応募要綱

国土交通省では地域住民の皆様の御協力の下に、河川利用・河川環境を整備することを心がけております。

また、地域との連携をさらに深め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するため、河川愛護モニター制度を設置しております。

今年度も、地域の皆様と河川管理者との連携及び交流をより一層深めることを目的として、平成30年度の河川愛護モニターを以下のように公募致します。

## 1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（月に1回の定期と随時）することが主です。

- ① 近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
- ③ ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ⑤ 年に1回程度のモニター会議（意見交換会）への参加

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます（余暇時間等に対応できるような範囲です）。

## 2. 活動範囲

信濃川〔本川橋（大河津洗堰の下流）より下流（関屋分水路を含む）〕の流域で、原則としてモニターの居住する市町村の区域内を活動範囲とします。

## 3. 応募資格

信濃川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、信濃川の活動範囲の近隣に居住する方（信濃川よりおおむね5Km以内）。

また、河川愛護モニターに委嘱された場合、氏名、住所（市町村まで）、委嘱区間が公表される場合があることについて、ご了解いただける方。

## 4. 委嘱方法と任期

信濃川下流河川愛護モニターは国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長より委嘱させていただきます。任期は平成30年7月1日より1年間です。

## 5. 募集人員

信濃川下流部全体で4名程度。

6. 報酬（手当）

月額4,580円（3ヶ月分を各四半期ごとの翌月にご本人の口座にお支払い致します。）

7. 応募方法等

① 同封の「河川愛護モニター応募用紙」に必要事項を記入し、郵便、ファクシミリ又は電子メールにて5月31日（木）までに返送してください。

なお、応募用紙の書式は、信濃川下流河川事務所ホームページ上からダウンロード可能ですので、これに記入いただいても結構です。

② 応募された書類は、当目的以外には使用いたしません。

8. 選考方法

① 所要の人数以上に資格者の応募があった場合には、信濃川下流河川事務所内に設ける選考委員会により決定いたします。

② 選考結果は、郵便にて6月15日（金）までに応募者に通知します。

9. その他

河川愛護モニターとして採用された方は、7月2日（月）当事務所において、委嘱状の交付及び活動内容の説明等を予定しております。

10. 応募先及び問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局  
信濃川下流河川事務所 占用調整課

〒 951-8153 新潟市中央区文京町14-13

☎ 025(266)7135

FAX 025(267)1032

E-mail:shinage-senchou@hrr.mlit.go.jp

HP <http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/>



